

ほのぼの看護ステーション
指定訪問看護重要事項説明書(医療保険)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0184-74-5170 午前8時～午後5時(月曜日～金曜日)

担 当 管理者 佐藤 由美子

※ あなたに対する訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

2 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

	有限会社 よろ津や ほのぼの看護ステーション
ステーションコード	0590218
所 在 地	秋田県由利本荘市東梵天95-2
サービス提供地域	由利本荘市
サービス提供時間等	月曜日～金曜日 (ただし国民の祝日、8月13日～15日、12月30日～ 1月3日までを除く) 午前8時～午後5時

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	看護師	1名	0名	職員管理業務等	1名
看護職員 (1名管理者 との兼務)	看護師	4名	0名	サービス利用の受 付 訪問看護計画の作 成 訪問看護サービス の提供	4名
看護補助者	介護福祉士	1名	0名	看護業務の補助	1名

(3) サービス提供時間帯

上記提供日、時間ですが、ターミナルケアなど緊急の対応が必要と思われる利用者や特別訪問看護指示書が発行され、毎日の訪問が必要な場合に限り、事前の話し合い後電話等により24時間常時連絡が可能な体制または訪問対応することとする。

3 利用料金

(1) 利用料

利用者から頂く利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

(基本療養費+管理療養費+加算分) ×負担割合となります。

【訪問看護療養費】

訪問看護基本療養費 (I)	金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
週3日目まで (イ)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日目まで (ロ)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降 (イ)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降 (ロ)	6,050円	605円	1,210円	1,815円

(イ)…保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

(ロ)…准看護師による訪問の場合

*訪問看護基本療養費(I)の加算項目

- ・難病等複数回訪問加算(4,500円×訪問2回の日数・8,000円×訪問3回以上の日数)
- ・夜間・早朝訪問看護加算(2,100円)・深夜訪問看護加算(4,200円)

【加算】

24時間対応体制加算 (ロ)	6,520円/月	652円	1,324円	1,956円
訪問看護管理療養費二	7,670円 (1日目)、2,500円 (2日目以降ロ)	767円 (1日目)、250円 (2日目以降ロ)	1,534円 (1日目)、500円 (2日目以降ロ)	2,301円 (1日目)、750円 (2日目以降ロ)
特別管理加算 (I) (II)	(I) 5,000円、(II) 2,500円/月	(I) 500円、(II) 250円	(I) 1,000円、(II) 500円	(I) 1,500円、(II) 750円
退院時共同指導加算	8,000円/回	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円/月	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円/回	200円	400円	600円
難病等複数回訪問加算	イ 4,500円/回	イ 450円	イ 900円	イ 1,350円

	ロ 8,000円/回	ロ 800円	ロ 1,600円	ロ 2,400円
複数名訪問看護加算	イ 4,500円/回 ロ 3,800円/回 ハ 3,000円/回	イ 450円 ロ 380円 ハ 300円	イ 900円 ロ 760円 ハ 600円	イ 1,350円 ロ 1,140円 ハ 900円
緊急訪問看護加算	イ 2,650円/日 ロ 2,000円/日	イ 265円 ロ 200円	イ 530円 ロ 400円	イ 795円 ロ 600円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	5円	10円	15円

【その他の費用】

(2) 交通費

上記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合や事業所より片道20km以上離れている場合は、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を利用した場合は1kmにつき20円頂戴いたします。ただし、駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には、駐車料金の実費のご負担をお願いしています。また緊急時に高速道路を使用した場合には高速道路使用料金の実費を頂いております。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

- ① 24時間前までにご連絡いただいた場合：無 料
- ② 12時間前までにご連絡の場合：1提供当たりの料金の10%を請求いたします。
- ③ 12時間前までにご連絡のない場合：1提供当たりの料金の30%を請求いたします。

*ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(4) その他

- ① 死後の処置代(12,000円)
- ② 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、日常生活用具、物品、材料費等の費用は利用者のご負担になります。
- ③ 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、22日までに現金で直接お支払下さい。

なお、遠方の方など直接のお支払いが困難な場合は、口座振込みによるお支払いも可能ですのでご相談下さい。利用者のお申出によって領収書を発行します。

4 サービス内容

主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持

- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 訪問看護計画書、報告書の作成

5 サービスの利用方法

(1) サービスの提供に当たって

- ①サービスの提供に先立って、健康保険者証に記載された内容（被保険者資格、一部負担金の割合、有効期間等）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ②主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします。
- ④サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ⑤看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が医療施設に入院した場合（3か月以上継続）
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所の訪問看護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知すること

により、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者： 管理者 佐藤 由美子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 個人情報保護について

- ① 個人情報は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外に漏れることの無いよう細心の注意を払います。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておきます。
- また、別に「個人情報保護法に基づく公表事項等に関する同意書」にて説明し、同意していただきます。

8 損害賠償について

- ① 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族並びに主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ③ 事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因解明を行い、再発防止に努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名 所在地及び連絡先	
ご家族 連絡先	氏名	(続柄)
	住所 電話番号	

*なお緊急時の連絡先も相談窓口と同じ0184-74-5170 で連絡受付しております。

10 サービス提供に関する相談・苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ①提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。
 - 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う
 - 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う
 - 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に対し必ず対応方法を含めた結果報告を行う（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）

(2) 苦情申し立ての窓口

苦情解決責任者 代表 佐藤つづり

苦情受付担当者 管理者 佐藤由美子 TEL 0184-74-5170

* 公的機関についても苦情申し立てができます。

秋田県国民健康保険団体連合会 TEL 018-862-3850

1.1 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.2 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.3 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

指定訪問看護の提供開始に当たり、利用者様に対して重要事項説明書を交付し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 〒015-0843 秋田県由利本荘市東梵天95-2
名称 有限会社 よろ津や
ほのぼの看護ステーション
説明者氏名 管理者 佐藤 由美子 印

私は、本書面により、事業者から重要事項の交付と説明を受け、その内容とサービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 (_____)

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 (_____)